

# 第 22 次 審査情報提供事例（歯科）

令和 4 年 8 月 29 日提供分

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

## 第 22 次審査情報提供事例（歯科）

No.	項 目	提 供 事 例
229	処 置	原則として、「残根（C <sub>4</sub> ）」病名で、う蝕処置の算定を認める。
230	処 置	原則として、「酸蝕症（E r o）」病名で、う蝕処置の算定を認める。
231	処 置	原則として、「歯質くさび状欠損（W S D）」病名で、う蝕処置の算定を認める。
232	処 置	原則として、歯髄切断の前日以前に行われたう蝕処置の算定を認める。
233	処 置	原則として、「歯槽骨骨折」病名で、「I O 1 4 暫間固定 2 困難なもの」の算定を認める。
234	手 術	原則として、「転位歯」病名で、抜歯手術の算定を認める。
235	手 術	原則として、「P」病名で、難抜歯加算の算定を認める。
236	手 術	原則として、「P急発」病名で、難抜歯加算の算定を認める。
237	手 術	原則として、「半埋伏歯（H R T）」病名で、難抜歯加算の算定を認める。
238	手 術	原則として、「水平智歯（H E T）」病名で、難抜歯加算の算定を認める。

第 22 次審査情報提供事例（歯科）

No.	項 目	提 供 事 例
239	手 術	原則として、「矮小歯」病名で、難抜歯加算の算定を認める。
240	手 術	原則として、「歯冠周囲炎」病名で、「J 0 1 3 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」の算定を認める。
241	手 術	原則として、「智歯周囲炎（P e r i c o）」病名で、「J 0 1 3 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」の算定を認める。
242	手 術	原則として、第三大臼歯以外の歯に対する「J 0 1 3 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」の算定を認める。
243	手 術	原則として、生歯困難に対する「J 0 1 3 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」の算定を認める。
244	手 術	原則として、萌出不全に対する「J 0 1 3 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」の算定を認める。
245	手 術	原則として、「未萌出歯」病名で、「J 0 1 3 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」の算定を認める。
246	手 術	原則として、乳歯の「歯肉膿瘍（G A）」病名で、「J 0 1 3 口腔内消炎手術 2 歯肉膿瘍等」の算定を認める。
247	手 術	原則として、「蜂窩織炎」病名で、「J 0 1 3 口腔内消炎手術 3 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等」の算定を認める。
248	手 術	原則として、「眼窩下膿瘍」病名で、「J 0 1 3 口腔内消炎手術 3 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等」の算定を認める。

## 第 22 次審査情報提供事例（歯科）

No.	項目	提供事例
249	麻酔	原則として、根管貼薬時の吸入鎮静法の算定を認める。
250	歯冠修復 及び 欠損補綴	原則として、同日に、仮床試適及び装着の算定を認める。

## 229 う蝕処置⑤

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「残根（C4）」病名で、う蝕処置の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

残根状態の歯に対して、軟化象牙質の除去や根管への細菌感染の進行を防止するために、う蝕処置を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

## 230 う蝕処置⑥

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「酸蝕症（E r o）」病名で、う蝕処置の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

酸蝕症により疼痛等の症状を有する場合は、当該歯の経過を観察するため  
にう蝕処置を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

## 231 う蝕処置⑦

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「歯質くさび状欠損（WSD）」病名で、う蝕処置の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

歯質くさび状欠損により疼痛等の症状を有する場合は、当該歯の経過を観察するために暫間充填によるう蝕処置を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。



## 232 う蝕処置⑧

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、歯髄切断の前日以前に行われたう蝕処置の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

歯髄切断前に歯髄の炎症症状を軽減するためにう蝕処置を行うことが臨床  
上あり得るものと考えられる。

### 233 暫間固定⑤

《令和4年8月29日新規》

#### ○ 取扱い

原則として、「歯槽骨骨折」病名で、「I014 暫間固定 2 困難なもの」の算定を認める。

#### ○ 取扱いを定めた理由

外傷による歯槽骨骨折が生じた場合は、歯の動揺を起こすことから、この場合に暫間固定を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

## 234 抜歯手術⑨

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「転位歯」病名で、抜歯手術の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

転位歯が原因により、歯列や咬合関係に異常が生じる場合等は抜歯手術を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

## 235 抜歯手術⑩（難抜歯加算）

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「P」病名で、難抜歯加算の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

P病名であっても、抜歯手術を行う歯が歯根肥大、骨の癒着歯又は歯根彎曲等を生じている場合は、骨の開さく又は歯根分離等を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

## 236 抜歯手術⑪（難抜歯加算）

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「P急発」病名で、難抜歯加算の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

P急発病名であっても、抜歯手術を行う歯が歯根肥大、骨の癒着歯又は歯根彎曲等を生じている場合は、骨の開さく又は歯根分離等を行うことが臨床  
上あり得るものと考えられる。

## 237 抜歯手術⑫（難抜歯加算）

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「半埋伏歯（HRT）」病名で、難抜歯加算の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

半埋伏歯病名であっても、抜歯手術を行う歯が歯根肥大、骨の癒着歯又は歯根彎曲等を生じている場合は、骨の開さく又は歯根分離等を行うことが臨床あり得るものと考えられる。

## 238 抜歯手術⑬（難抜歯加算）

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「水平智歯（HET）」病名で、難抜歯加算の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

水平智歯病名であっても、抜歯手術を行う歯が歯根肥大、骨の癒着歯又は歯根彎曲等を生じている場合は、骨の開さく又は歯根分離等を行うことが臨床あり得るものと考えられる。

## 239 抜歯手術⑭（難抜歯加算）

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「矮小歯」病名で、難抜歯加算の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

矮小歯病名であっても、抜歯手術を行う歯が歯根肥大、骨の癒着歯又は歯根彎曲等を生じている場合は、骨の開さく又は歯根分離等を行うことが臨床  
上あり得るものと考えられる。



## 240 口腔内消炎手術⑬

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「歯冠周囲炎」病名で、「J013 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

歯冠周囲の被覆粘膜に炎症症状を呈する場合は、症状を軽減するために被覆粘膜を切開することが臨床上あり得るものと考えられる。

## 241 口腔内消炎手術⑭

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「智歯周囲炎（P e r i c o）」病名で、「J013 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

智歯周囲の被覆粘膜に炎症症状を呈する場合は、症状を軽減するために被覆粘膜を切開することが臨床上あり得るものと考えられる。

## 2 4 2 口腔内消炎手術⑮

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、第三大臼歯以外の歯に対する「J 0 1 3 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

第三大臼歯以外であっても、歯冠周囲の被覆粘膜に炎症症状を呈する場合は、症状を軽減するために被覆粘膜を切開することが臨床上あり得るものと考えられる。

## 2 4 3 口腔内消炎手術⑩

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、生歯困難に対する「J013 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

生歯困難が原因で当該部位周囲の被覆粘膜に炎症症状を呈する場合は、症状を軽減するために被覆粘膜を切開することが臨床上あり得るものと考えられる。

## 2 4 4 口腔内消炎手術⑰

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、萌出不全に対する「J 0 1 3 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

萌出不全が原因で当該部位周囲の被覆粘膜に炎症症状を呈する場合は、症状を軽減するために被覆粘膜を切開することが臨床上あり得るものと考えられる。

## 245 口腔内消炎手術⑩

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「未萌出歯」病名で、「J013 口腔内消炎手術 1 智歯周囲炎の歯肉弁切除等」の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

未萌出歯の歯冠部の一部露出が原因で歯冠周囲の被覆粘膜に炎症症状を呈する場合は、症状を軽減するために被覆粘膜を切開することが臨床上あり得るものと考えられる。

## 246 口腔内消炎手術⑱

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、乳歯の「歯肉膿瘍（GA）」病名で、「J013 口腔内消炎手術 2 歯肉膿瘍等」の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

乳歯の周囲歯肉に膿瘍が形成されている場合は、症状を軽減するために歯肉の切開排膿を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

## 247 口腔内消炎手術⑳

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「蜂窩織炎」病名で、「J013 口腔内消炎手術 3 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等」の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

根尖病巣等が原因で、顎骨から周囲の口腔底や顎下部に波及した場合は、膿瘍の症状を軽減するために骨膜下の切開排膿を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。



## 248 口腔内消炎手術①

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、「眼窩下膿瘍」病名で、「J013 口腔内消炎手術 3 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等」の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

根尖病巣等による膿瘍が原因で、上顎洞から眼窩下に波及した場合は、膿瘍の症状を軽減するために口蓋の切開排膿を行うことが临床上あり得るものと考えられる。

## 249 吸入鎮静法

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、根管貼薬時の吸入鎮静法の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

根管貼薬時であっても、歯科治療時の不安感を緩和するために吸入鎮静法を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

## 250 装着及び仮床試適

《令和4年8月29日新規》

### ○ 取扱い

原則として、同日に、仮床試適及び装着の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

医療機関内で歯科技工を行う等の短時間で有床義歯の製作が可能な場合は、仮床試適と同日に新製有床義歯の装着を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。